

「第五次山口県地域福祉支援計画（素案）」に対する意見の募集結果について

「第五次山口県地域福祉支援計画（素案）」に対して県民の皆様から提出された御意見、これに対する県の考え方及びこのたび策定した「第五次山口県地域福祉支援計画」を公表します。

1 公表する資料

「第五次山口県地域福祉支援計画」

2 パブリック・コメントの実施状況

(1) 募集期間 令和5年10月10日（火）から令和5年11月9日（木）まで

(2) 意見の件数 4名 46件

3 提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

(1) 山口県地域福祉支援計画（素案）の内容に関するもの（37件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	P2 「その他関連する計画」の記述があるが、特に関係性が高いであろう計画等のいくつかは具体的に提示すべき。	地域福祉の充実には福祉分野以外においても幅広い取組が必要であり、福祉分野以外の特定の計画のみの記載はしていません。
2	P6-7 「低下」「減少」の記述があるが、おそらくは感染症の影響によるものと推測される。「低下」「減少」についてはその旨を本文中に明示すべき。	該当頁の図表は、「地域コミュニティ活動における新型コロナウイルス感染症の影響」として掲載しています。
3	P11 「本県の自殺者数は、2013（平成25）年からは300人を下回っており、概ね減少傾向で推移」となっているが、グラフを見る限りでは2016年以降横這い・下げ止まりに見える。記述修正の検討が必要ではないか。	新たにR4の本県の自殺者数（201人）を反映しました。 減少傾向に変更はないため、原案の表現のままとします。
4	P12 「福祉員・地区社会福祉協議会」は、県内総数の他、人口比等で地域によって人数・会数に差異が無い把握・提示が必要ではないか。	県計画として、県全体の傾向を記載しています。
5	P12-14 「①福祉ボランティア～⑤企業等社会貢献活動ネットワーク加入企業」の各々の組織団体、県内総数の他、人口比等で地域によって人数・会数に差異が無い把握・提示が必要ではないか。	県計画として、県全体の傾向を記載しています。
6	P19 「第3章 計画の基本目標と施策体系」ですが、当「計画（素案）」は「第五次」ですので、「第四次計画」に対して ・何が未達成か、どのような状況の変化があったのか ・どう計画を変更したのか の明示が必要ではないか。	「第四次計画の推進状況」（P15-16）において第四次計画を総括するとともに、「策定の趣旨」等において状況の変化として新型コロナウイルス感染症の影響について記載しています。 また、今後5年間の計画であるため、前計画との比較という形での掲載は行いません。

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
7	P19 「一人ひとりの福祉ニーズに応じて適切に社会資源をコーディネートすることができる人材の育成に取り組みます。」とあるが、意味がよく分からない(特に「社会資源をコーディネート」の箇所)。	P34以下に具体的に記載するとともに、社会資源をコーディネートする取組の具体例として、コミュニティソーシャルワーク養成研修の受講者の地域での取組内容が分かるよう事例紹介を追加 (P35) しました。
8	P21 「居場所づくり」は、本人に適した居場所は人それぞれで、他人が用意した「特定の場所」だけでは不十分。しかも、場所があってもそこに参加してもらうこともなかなか難しい状況にある。居場所は、ハード面よりもソフト面が重要なので、「一人ひとりを孤立させない取組」を総集することが重要。「居場所づくりを促進」という表現だけでは、意図・真意が通じにくい。	居場所に参加したくてもできない人を取り残すことがないように、見守り・支え合い体制の充実・強化などに取り組みます。 いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
9	P21 「地域住民相互による福祉活動の促進」において、「環境づくり」のための各組織団体の「連携」が主となっており、各組織団体の資質の向上についての記述考察が不足している。	担い手の資質向上に関する記載はP34の「Ⅲ 地域福祉を支える多様な担い手づくり」に記載しています。
10	P21 「多様な主体の連携を強化し」とあるが、県として、連携強化の具体的な方策を示してほしい。連携・連携とよく耳にするが、現場ではその困難性に戸惑っている。具体的な方策を示さなければ、理念倒れに終始してしまう。	本計画では、県内の好事例を横展開することにより、市町等関係機関の取組を促進することとしています。 御意見を踏まえ、コミュニティソーシャルワークの実践により連携が進んだ事例紹介を追加 (P35) しました。
11	P21 地区社協や自治会・町内会では、現状維持にさえ疲弊してきており、さらなる体制整備を自ら行うことは困難性が高いのが実情。県として体制整備を促進する具体的な手立てを示してほしい。少子・高齢化や自治会離れなど、各地域の現場は、既に声掛けや理念だけではうまくいかない状況に置かれている。	本計画では、県内の好事例を横展開することにより、市町等関係機関の取組を促進することとしています。 御意見を踏まえ、コミュニティソーシャルワークの実践により、支援を行う方の支援疲れによるバーンアウトを防止する取組の事例紹介を追加 (P35) しました。
12	P21 「自治会福祉部の設置等」とある一方で、「数値目標」に「福祉部を設置する自治会のある市町数」がないのはなぜか。しかも当該数値目標は、第四次計画で目標設定の上、達成率47.4%となっている。第五次計画でも「数値目標」の設定は必須、設定しないならば削除理由を明示が必須。	数値目標については、計画の進捗状況を把握するのに適した指標を設定することとしており、前計画から約4割の指標について見直しを行い、指標数は同数程度としています。 自治会活動については、引き続き、福祉部の設置を促進する一方で、福祉部がない自治会においても、地域の実情に応じた活動が行われていることを承知しており、今計画では数値目標としていません。
13	P22 「認知症についての関心と理解を深めるため、「世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）」を含む9月を中心に、市町と連携し、パネル展示や	福祉意識の醸成に向けた取組として、高齢分野では「認知症」の啓発、障害分野では「あいサポート運動」の推進、子ども・子育て分

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
	<p>イベント等を通じた普及啓発に取り組みます。」とあるが、上記以外にも「福祉」に関する記念日・週間・月間・期間等多数存在している。</p> <p>「各種イベント等あらゆる機会を通じた啓発を行い」とする中、「世界アルツハイマーデー」を特別視するかのように「計画（素案）」に明示することに疑問を感じる。</p>	<p>野では「ヤングケアラー」への対応等を取り上げて記載しています。</p>
14	<p>P22 「「ふれあい・いきいきサロン」（中略）などを活用」としつつ、「数値目標」に当該組織数についての目標がないのはなぜか。</p>	<p>数値目標については、計画の進捗状況を把握するのに適した指標を設定することとしており、前計画から約4割の指標について見直しを行い、指標数は同数程度としています。</p> <p>地域コミュニティづくりに関しては、「子ども食堂箇所数」を指標としています。</p>
15	<p>P22 「「あいサポート運動」のさらなる推進を図る」としつつ「数値目標」に当該組織数についての目標がないのはなぜか。</p>	<p>数値目標については、計画の進捗状況を把握するのに適した指標を設定することとしており、前計画から約4割の指標について見直しを行い、指標数は同数程度としています。</p> <p>あいサポート運動に関しては、「若年あいサポーターの養成数」を指標としています。</p>
16	<p>P22 「ヤングケアラーを早期に把握」とあるが、「地域福祉を取り巻く状況」にはヤングケアラーの記述（具体的人数等）がない。ヤングケアラーについて、「早期に把握し、適切な支援につなげる」と計画に記述しても説得力に欠ける。まず早急の実態調査を実施すべき。</p>	<p>山口県では、令和4年度に実態調査を行っており、結果は、こども家庭課のホームページに掲載されています。</p> <p>https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/young-carer/180740.html</p>
17	<p>P22 「数値目標」の「地域住民が主体となって実施している助け合いサービスや活動の実施箇所数」は、具体的に何をカウントしているのか。</p>	<p>地区社会福祉協議会や自治会・町内会等が中心となって行う取組で、社会福祉協議会が把握しています。</p>
18	<p>P22以降「数値目標」は、「今迄の推移に対して、施策によって状況を変える」ための指針と考える。また、前回計画の結果がどうなったのか比較表記が必要。「現状」「目標値」の他に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去実績（5年程度以前の実績） ・第四次計画の状況（当時実績・設定目標） <p>を併記、第四次計画に対して新規設定目標はその理由、削除案件はその理由明示が必須。</p>	<p>数値目標については、計画の進捗状況を把握するのに適した指標を設定することとしており、前計画から約4割の指標について見直しを行い、指標数は同数程度としています。</p> <p>なお、「第四次計画の推進状況」（P15-16）において、指標、目標値、直近値等を記載しています。</p>
19	<p>P23 今とこれからの課題は、「民生委員・児童委員」やボランティアの成り手がいない、またはいなくなることである。見守り・支え合い体制を充実・強化しようにも、その前に、担い手がいないとどうしようもない。少子・高齢化や自治会離れが進</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
	<p>む中、ボランティアに頼るのは、もはや限界に来ている。国の制度だが、現状にマッチした仕組みに変えていかないと充実・強化どころではない。素人のボランティアではなく、資格を有するプロが担うような仕組みに変えるよう、是非、地方行政機関として国に提案してほしい。</p>	
20	<p>P23 「地域福祉活動の充実に取り組みます」とあるが、県として、具体的にどのような方策で充実させていくのか。</p>	<p>イベントの開催やセミナーの実施による福祉ボランティアの確保、育成を通じて地域福祉活動の充実に取り組みます。</p>
21	<p>P23 「「子ども食堂」や「ふれあい・いきいきサロン」等の地域の居場所を核とした」とするならば、当該組織の数を「数値目標」とすべき。</p>	<p>「子ども食堂箇所数」を数値目標としています。</p>
22	<p>P23 「支え合いの機能の充実に取り組みます」とあるが、県として、具体的にどのような方策で充実させていくのか。</p>	<p>子ども食堂の開設セミナーや地域の子ども食堂のネットワーク化の支援等を通じて、見守り機能を果たす子ども食堂の増加や機能強化等に取り組みます。</p>
23	<p>P23 「見守りネットワークの充実を図り」とするならば、当該取組の実施状況を「数値目標」とすべき。</p>	<p>数値目標については、計画の進捗状況を把握するのに適した指標を設定することとしており、前計画から約4割の指標について見直しを行い、指標数は同数程度としています。</p>
24	<p>P23 第四次計画には記述のあった「支え合いマップ」は運用が終了したのか。前回計画に記述のあった施策を今回対応から外したのならばその理由の明示が必須。</p>	<p>今後5年間の計画を示すものであるため、削除した項目についての記載は行いません。 なお、地域によっては、支え合いマップを活用した福祉活動が行われています。</p>
25	<p>P23 「避難行動要支援者の支援体制の充実を図ります」とあるが、「地域福祉を取り巻く状況」には避難行動要支援者の記述（具体的人数等）がない。まず早急に実態調査を実施すべき。</p>	<p>県計画として、今後5年間の県の取組の方向性を記載しています。</p>
26	<p>P23 「避難誘導等の支援」は、市町が主体となると思うが、「民生委員等との必要な情報の共有等を促進」するための、県としての具体的な方策を示してほしい。 現状では、民生委員が市町からの依頼を受けて高齢者等の情報を収集しているケースが多いと思われるが、年に1回だけのピンポイントの情報収集だけでは、災害時の状況に応じたリアルタイムの対応ができないこともある。しかも、民生委員が不在のところは、情報収集もできない。このような実情を踏まえて、県として、どのように情報の共有等を進めようとしているのか示してほしい。</p>	<p>県計画として、今後5年間の県の取組の方向性を記載しています。 なお、市町に対し、個別避難計画の作成を支援しています。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
27	<p>P23 「福祉避難所の確保・充実に努めます」とあるが、「地域福祉を取り巻く状況」には福祉避難所の記述（具体的所数、地域市町別所数、人口比所数）がない。福祉避難所について、「確保・充実に努めます」と計画（素案）に記述しても説得力に欠ける。まず早急に実態調査を実施すべき。</p>	<p>県計画として、今後5年間の県の取組の方向性を記載しています。</p> <p>なお、国において、指定避難所等の指定状況等の調査が行われており、結果は、内閣府のホームページに掲載されています。</p> <p>https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html</p>
28	<p>P24 「大規模災害発生時に、（中略）災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣」とするならば、DWA Tの県内組織状況の明示が必須。</p>	<p>県計画として、今後5年間の県の取組の方向性を記載しています。</p>
29	<p>P25 「市町が行う重層的な相談支援体制の構築を促進する」とあるが、県として促進するための具体的な方策を示してほしい。</p>	<p>県計画として、今後5年間の県の取組の方向性を記載しています。</p> <p>なお、市町に対して体制整備に係る研修を実施しています。</p>
30	<p>P25 「地域住民に身近な相談窓口である市町社会福祉協議会や地域包括支援センター、（中略）等に寄せられる相談のうち、単独の相談支援機関では解決が困難な複合的な課題に対応するため、多機関との協働による支援が進むよう、各分野の相談支援機関の相談員等に対して、研修等を実施するなどして包括的な支援体制づくりの重要性について理解の促進を図ります。」とあるが、「担当職員への研修等による対応」＝個々の組織の職員の資質・能力向上による対応と読み取れる。この様な対応は職員個人への責任転嫁と認識されかねない。</p> <p>まず、「各窓口に寄せられる相談を取りまとめ、内容を確認把握し、対応必要な各行政組織・他団体に連絡・協議対応を要請」する専門組織（行政組織なり行政から委託実施団体）の整備が必要。</p>	<p>この項では、包括的な支援体制づくりの重要性について理解の促進を図ることを記載しています。</p> <p>なお、別項において、「市町において、各分野の支援機関が協働し、内容を問わない相談の受け止めや課題の解きほぐし等を行う重層的な相談支援体制の構築を促進する」としています。</p>
31	<p>P26 「犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく」とあるが、現在は犯罪被害者も地域社会で孤立する状況発生している。「犯罪をした者等」のみ方策に明示するのは不適切。</p>	<p>この項では、再犯防止の取組について記載しています。</p> <p>なお、「各分野の支援機関が協働し、内容を問わない相談の受け止めや課題の解きほぐし等を行う重層的な相談支援体制の構築を促進」（P27）することとしており、これにより犯罪被害者など地域住民の多様なニーズに対応することとしています。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
32	P27 「権利擁護の推進」の項目に、人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて、患者本人や家族、医療従事者などが事前に話し合う取組（アドバンス・ケア・プランニング）について記載してほしい。	御意見を踏まえ、認知症の方や障害者、終末期の患者本人の意思決定を支援するため、国のガイドラインの普及等に取り組む旨の記載を追加しました。
33	P27 「「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。」とあるが、「差別解消」の対象は「障害を理由とする差別の解消」に限らないのではないか。	本計画は、高齢、障害、子ども・子育て等の各分野別計画に関して共通して取り組むべき事項等について定める計画であり、第五次計画における「差別解消の取組の推進」では、条例制定の状況も踏まえ、記載を充実しました。
34	P31 「福祉・介護サービスを担う人材の育成・確保」として、小学生親子へのバスツアーの取組などではなく、福祉・介護人材の給与の改善や十分な福利厚生を行い、その施策について広く全国に広報を行うべき。	いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
35	P34 「地域住民、民間団体等の役割」で「企業」は「地域社会の構成員として、CSR（企業の社会的責任）を果たす上での社会貢献活動など、地域福祉活動の担い手としての役割が期待されます。」とあるが、「企業」についての記述は多くなく、「企業等社会貢献活動ネットワーク加入企業」は数値目標となっているが「企業ボランティア活動促進モデル事業所」は数値目標となっていない。 企業は県民の多くが在籍する組織であり、通知広報教育指導対象としても重要。当計画（素案）内の企業への対応について再度検討してほしい。	企業によるCSR活動を促進するため、企業の特性を生かした取組内容が分かるよう事例紹介を追加（P39）しました。
36	P34 「計画の点検・評価」には、実施主体を明示すべき。 また、「定期的に点検しながら分析・評価を行います。」とあるが、行政の政策計画（素案）であれば、「いつ点検を実施するのか」具体的に明示が必須。	計画の点検・評価については、県において適切に対応していくことを記載しています。
37	具体的項目・内容については、専門家、関係者の意見を反映願います。	本計画の策定に当たり、意見をいただいた委員の一覧について、巻末資料（P54-55）として掲載しています。

(2) 表記の方法等に関するもの（7件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
38	P8 表の「認知症の人の将来推計」は、推移を分かりやすくするため図示/グラフ表記とすべき。	視認性を考慮し、一部の統計については表形式としています。
39	P10 表の「生活困窮者自立支援制度における支援状況（山口県）」は、推移を分かりやすくするため	視認性を考慮し、一部の統計については表形式としています。

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
	図示/グラフ表記とすべき。	
40	P19 「第3章 1基本目標」の枠囲みの中、「関わりなく」の表記は、「かかわりなく」又は「かかわらず」が適切ではないか。	一般的に漢字で「関わりなく」、ひらがなで「かかわりなく」と使われていますが、本計画では従前から「関わりなく」としています。
41	P21 「第4章 I 1 地域住民相互による福祉活動の促進」の「現状と課題」の二つ目の○について、「機運」⇒「気運」が適切ではないか。	コロナ禍で低下した支え合い機能について、ポストコロナのこのタイミングで強化するため「機運」を使用しています。
42	P26 「医療的ケア児支援センター」「児童相談所」「里親養育包括支援機関」の記述があるが、用語解説がなく、県内全域が把握対象となっているのか不明。	御意見を踏まえ、用語解説を追加しました。なお、担当地域が分かれている機関もありますが、いずれも県内全域が対象となります。
43	資料の最後に「用語説明」があるのはありがたい。「本文中、以下の用語について最初に使用されるページに、「*」を付けて用語解説をします。」の記述は、目次の「【用語解説】」の直下にすべき。「用語解説」実施語句を精査してほしい。	御意見を踏まえ、目次に「本文中、解説が必要な用語について最初に使用されるページに、「*」を付けて解説しています。」の記載を追加しました。
44	資料掲載図表には通し番号を設定・記載すべき。『パブリック・コメント/県民意見募集の案件資料では掲載図表には通し番号設定・記載願います』という意見は、パブリック・コメント/県民意見募集の都度送付している。今回対応がない理由を明示すべき。	それぞれの図表等にはタイトルを記載しており、通し番号の記載は行いません。

(3) パブリック・コメントの実施方法等に関するもの (2件)

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
45	<p>他の意見募集案件と募集期間が重複する中、1ヶ月の期間設定は期間不足である。また、前述のとおり本文各所に明らかに重要項目の記述不足がある。意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示すべき。（「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示すべき。）</p> <p>今回、パブリック・コメントが同一募集期間に数件集中していた。「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示すべき。</p> <p>同様に、「募集案件集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示してほしい。</p> <p>前述各対応が無かった場合は、「（過去のパブリック・</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、計画作成過程の中で決定しており、再度の意見募集の実施等の予定はありません。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
	<p>コメント/意見募集でも同一期間に案件集中について指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に確認の上で対応非実施の理由を明示してほしい。</p> <p>前述対応があった場合、なぜ今回のパブリック・コメント/県民意見募集で対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示してほしい。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足、記述不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示してほしい。(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例があるので返答に値しない。)</p>	
46	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示してほしい。</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や新聞掲載「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集について、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示してほしい。</p> <p>上記の様な、僅かなスペースで掲載可能な最低限の意見募集広報も行わない理由を明示してほしい。</p> <p>前述各意見に対する返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての 広報が十分になされたかどうか、判断を示してほしい。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分になされたかどうかの判断」(十分・不十分)を明示してほしい。)</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施してほしい。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(10/20の山口新聞)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討していきます。</p>